

## 学校法人九州ルーテル学院 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人九州ルーテル学院(以下「本学院」という。)の活動に関する社会的説明責任を果たし、本学院が保有する情報を積極的に公開することによって、公正かつ透明性の高い運営を実現し、自律的な運営及び教育研究の質の向上に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 「公開」とは、本学院が有する情報を自主的に公表することをいう。

「開示」とは、この規程に定める開示請求手続きに基づき、開示を請求した者に対して、情報を示すことをいう。

## (情報の公表)

第3条 本学院は、次の各号に定める情報について、広報誌や刊行物等への掲載又はホームページの利用その他所定の事務所に備付け、閲覧請求があった場合の対象書類とする。

## (1) 本学院の基本情報

- ア. 寄附行為
- イ. 建学の精神・理念
- ウ. 法人の沿革等
- エ. 役員に対する報酬等の支給の基準
- オ. 役員等名簿(個人の住所に係わる記載の部分を除く。)
- カ. 組織倫理及び行動規範(ガバナンス・コード)

## (2) 経営及び財務に関する情報

- ア. 事業計画書・事業報告書
- イ. 中期計画
- ウ. 財産目録等の財務に関する情報

## (3) 監査に関する情報

- ア. 監事による監査報告書
- イ. 会計士による監査報告書

## (4) 教育研究活動に関する情報

- ア. 教育研究上の基本組織
- イ. 学則、教育理念
- ウ. 教員組織、専任教員数並びに各教員が有する学位及び業績
- エ. 入学者数、収容定員、在学生数、卒業又は修了者数
- オ. 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- カ. 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- キ. 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

- ク. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
  - ケ. 授業料、入学料等の学院が徴収する費用
  - コ. 学生・生徒・園児の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援
  - サ. 学生が修得すべき知識及び能力
  - シ. アドミッション・ポリシー
  - ス. カリキュラム・ポリシー
  - セ. ディプロマ・ポリシー
- (5) 評価に関する情報（大学自己点検・評価報告書他）
- (6) コンプライアンス等に関する情報
- (7) その他社会一般に公開することを理事会が承認した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、本学院は、公開情報以外の情報についても必要に応じ公開に努めるものとする。

（備付の場所）

- 第4条 閲覧対象の書類は、次の事務所に備え付ける。
- 熊本市中央区黒髪3丁目12番16号  
学校法人九州ルーテル学院の各学校及び法人事務局

（備付書類の閲覧申出）

- 第5条 第3条に掲げる書類は、閲覧請求があった者に対し、公開する。
- ただし、第7条に抵触する場合は、その限りではない。

（禁止行為）

- 第6条 閲覧するときは、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧以外の場所に持ち出してはならない。

（非公開情報）

- 第7条 次の項目に該当する場合は、閲覧を拒否し公開しないことができる。
- (1) 就業時間外に請求があった場合等、請求権の濫用にあたる場合
  - (2) 学院を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法、不当な目的である場合
  - (3) 開示すべきでない個人情報が含まれている場合であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれのあるもの。
  - (4) 学院の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、学院以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

## (情報の適正管理)

第8条 本学院の各機関の長は、それぞれの機関における情報の管理責任者を置き、関係法令及び諸規程並びに契約による義務等を遵守して適正に管理し、この規程に基づき公開しなければならない。

2 各機関の長は、所管情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 各機関の長は、情報を取り扱う所属教職員に対し、所管の情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会においてこれを行う。

## 附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

<議決 No.19-70>